

◇ 配当所得の申告不要制度の有利不利

Q : 私は、給料のほかに上場株式の配当金があります。平成15年度に配当所得課税が改正されたと聞きました。詳細を教えてください。

A : 上場株式等の配当について少額配当の申告不要制度の上限が撤廃され、また、源泉徴収税率が軽減されました。

【解説】

平成15年4月1日以後に支払いを受けるべき配当所得は、上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃により、金額に関係なく、確定申告をするか、しないかを納税者が選択できるようになりました。確定申告を選択した場合は、配当金額の10%を所得税額から差し引く配当控除(1,000万円超の部分は5%)の適用が受けられます。

また、上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率が軽減され下記の税率が適用されます。

- ①平成15年4月1日～同年12月31日
・・・国税10%
- ②平成16年1月1日～平成20年3月31日
・・・国税7% 地方税3%

以上より確定申告と申告不要制度のどちらが有利かは、配当金額にかかる実効税率と源泉徴収税率10%を比較して判断しますので下記のようになります。(平成15年4月1日～同年12月31日に支払いを受けた配当の場合)

- ①課税所得が330万円以下である場合は、確定申告を選択した方が有利とされます。
- ②課税所得が900万円超である場合は、申告不要制度を選択した方が有利とされます。
- ③上記以外は、どちらを選択しても同じです。

